

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備 考
<p>(原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第8条 電源事業本部長は、原子炉主任技術者および代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、次の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。</p> <p>(1) 原子炉施設の施設管理に関する業務</p> <p>(2) 原子炉の運転に関する業務</p> <p>(3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務</p> <p>(4) 原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務</p> <p>2. 原子炉主任技術者は、原子炉毎に選任する。</p> <p>3. 原子炉主任技術者は、電源事業本部の特別管理職以上とし、第9条（原子炉主任技術者の職務等）に定める職務を専任する。</p> <p>4. 代行者は、特別管理職以上とする。</p> <p>5. 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合（2号炉の原子炉主任技術者については、早期に非常招集が可能なエリア外に離れる場合を含む。）は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は別の原子炉主任技術者を選任する。</p>	<p>(原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第8条 電源事業本部長は、原子炉主任技術者および代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、次の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。</p> <p>(1) 原子炉施設の施設管理に関する業務</p> <p>(2) 原子炉の運転に関する業務</p> <p>(3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務</p> <p>(4) 原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務</p> <p>2. 原子炉主任技術者は、原子炉毎に選任する。</p> <p>3. <u>2号炉の原子炉主任技術者は、電源事業本部の特別管理職以上とし、第9条（原子炉主任技術者の職務等）に定める職務を専任する。</u></p> <p>4. <u>3号炉の原子炉主任技術者は、電源事業本部の特別管理職以上とし、3号炉初装荷燃料を原子炉内に装荷開始するまでの間、原子力人材育成センターの職務を兼務できる。なお、3号炉について原子炉主任技術者の職務と原子力人材育成センターの職務が重複する場合には、原子炉主任技術者としての職務を優先し、原子力人材育成センターの職務については、上位職の者が実施する。</u></p> <p>5. 代行者は、特別管理職以上とする。</p> <p>6. <u>原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合（2号炉の原子炉主任技術者については、早期に非常招集が可能なエリア外に離れる場合を含む。）は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は別の原子炉主任技術者を選任する。</u></p>	<p>・原子炉主任技術者の選任に係る変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備 考
<p><u>(附則の追加)</u></p>	<p><u>附則（令和7年5月15日 原規規発第2505151号）</u> <u>（施行期日）</u></p> <p><u>第1条 この原子炉施設保安規定は、令和7年6月6日から施行する。</u></p>	<p>・変更に伴う附則の追加</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備 考
(施設管理計画)  第106条 原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。施設管理に関する業務を確実に実施するために、「施設管理要領」に従い実施する。また、組織は、施設管理の業務に必要な文書を「文書・記録管理基本要領」に従い品質マネジメントシステムの文書として作成・管理し、施設管理の業務を実施する。	(施設管理計画)  第106条 原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。施設管理に関する業務を確実に実施するために、「施設管理要領」に従い実施する。また、組織は、施設管理の業務に必要な文書を「文書・記録管理基本要領」に従い品質マネジメントシステムの文書として作成・管理し、施設管理の業務を実施する。	・脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行を受けた長期施設管理計画の認可制度への移行による実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の改正に伴う変更
1. 用語の定義  保全：プラントの運転に関わる設備の機能を確認、維持または向上させる活動。原子炉施設の安全確保を前提に、電力の供給信頼性を維持するとの観点から設備の重要さ度合いに応じて、効率性、経済性を考慮しながら行われるもので、設計、点検、巡視、工事を含む。 工事：補修、取替えおよび改造の総称であり、建設、使用前点検を含む。 作業管理：保全のうち設計を除く点検、巡視、工事等のための作業の管理。	1. 用語の定義  保全：プラントの運転に関わる設備の機能を確認、維持または向上させる活動。原子炉施設の安全確保を前提に、電力の供給信頼性を維持するとの観点から設備の重要さ度合いに応じて、効率性、経済性を考慮しながら行われるもので、設計、点検、巡視、工事を含む。 工事：補修、取替えおよび改造の総称であり、建設、使用前点検を含む。 作業管理：保全のうち設計を除く点検、巡視、工事等のための作業の管理。	
2. 施設管理の実施方針および施設管理目標  (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、12. の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（7. 3参照）を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。  (2) さらに、第106条の6に定める長期施設管理方針を策定または変更した場合には、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理の実施方針に反映する。  (3) 所長は、「監視測定および分析基本要領」で定めた手順により、社達で周知された施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、12. の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（7. 3参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。	2. 施設管理の実施方針および施設管理目標  (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、12. の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（7. 3参照）を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。  (2) 所長は、「監視測定および分析基本要領」で定めた手順により、社達で周知された施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、12. の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（7. 3参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。	
(中略)	(中略)	
7. 3 特別な保全計画の策定  (1) 組織は、 <u>地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは</u> 、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法および実施時期を定めた計画を策定する。  (2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 点検の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価	7. 3 特別な保全計画の策定  (1) 組織は、 <u>原子炉の運転を相当期間<sup>※5</sup>停止する場合その他原子炉施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は</u> 、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法および実施時期を定めた計画を策定する。  (2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 点検の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備 考
<p>方法および管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p> <p>(中略)</p>	<p>方法および管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p> <p>(3) 組織は、運転開始日から起算して30年を経過した原子炉の運転を相当期間<sup>※5</sup>停止する場合は、原子炉施設の長期的な劣化に関する評価を行い、その結果を適切に考慮したうえで、劣化を管理する観点から特別に実施すべき措置等に施設管理として実施すべきものがある場合には、その内容を(1)に基づき策定する計画に反映する。また、当該評価の実施後10年を超えない期間ごとに再評価を行うとともに、その期間中に当該評価の際に設定した条件または評価方法を変更する必要が生じた場合には当該評価の見直しを行う。</p> <p>※5：相当期間とは、例えば次に掲げる期間がおおむね1年以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法令上必要な許認可その他の処分を受けていないことにより原子力施設の運転等を行うことができない場合における当該処分を受けるまでに必要と見込まれる期間</li> <li>法令に基づく命令による義務を履行するために原子力施設の運転等を行うことができない場合における当該義務を履行するための期間</li> </ul> <p>(中略)</p>	
<p>9. 保全の結果の確認・評価</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期<sup>※5</sup>までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 組織は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。</p> <p>(3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期<sup>※5</sup>までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※5：所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>(中略)</p>	<p>9. 保全の結果の確認・評価</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期<sup>※6</sup>までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 組織は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。</p> <p>(3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期<sup>※6</sup>までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※6：所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>(中略)</p>	
<p>11. 保全の有効性評価</p> <p>組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた時期および内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果</p>	<p>11. 保全の有効性評価</p> <p>組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた時期および内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備 考
<p>b. 保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c. トラブルなど運転経験</p> <p>d. <u>高経年化技術評価および定期安全レビュー結果</u></p> <p>e. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>f. リスク情報, 科学的知見</p>	<p>b. 保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c. トラブルなど運転経験</p> <p>d. <u>長期施設管理計画および定期安全レビューおよび7. 3 (3)に基づき行った長期的な劣化に関する評価の結果</u></p> <p>e. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>f. リスク情報, 科学的知見</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備 考
<p><u>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針)</u></p> <p><u>第106条の6 所長は、2号炉に関し、重要度分類指針におけるクラス1, 2, 3の機能を有する機器および構造物<sup>※1</sup>ならびに常設重大事故等対処設備に属する機器および構造物<sup>※1※2</sup>（以下、本条において「機器および構造物」という。）について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに実施した以下の事項について、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、あるいはその他経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、策定した長期施設管理方針を変更する。</u></p> <p><u>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</u></p> <p><u>(2) 前号に基づく長期施設管理方針の策定<sup>※3</sup></u></p> <p><u>2. 所長は、3号炉に関し、機器および構造物について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、前項(1), (2)の事項を実施する。</u></p> <p><u>3. 所長は、2号炉および3号炉に関し、機器および構造物について、各号炉毎、運転期間延長認可申請<sup>※4</sup>をする場合においては、営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、第1項(1), (2)の事項を実施する。</u></p> <p><u>4. 所長は、2号炉および3号炉に関し、機器および構造物について、各号炉毎、認可<sup>※5</sup>を受けた延長期間が10年を超える場合においては、営業運転を開始した日以後50年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、第1項(1), (2)の事項を実施する。</u></p> <p><u>5. 2号炉の長期施設管理方針は添付8に示すものとする。</u></p> <p><u>※1: 動作する機能を有する機器および構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。</u></p> <p><u>※2: 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第43条第2項に規定される機器および構造物をいう。</u></p> <p><u>※3: 30年を経過する日までに策定する場合は10年間の、それ以外の場合は延長する期間が満了する日までの方針。</u></p> <p><u>※4: 原子炉等規制法第43条の3第4項に規定される申請をいう。</u></p> <p><u>※5: 原子炉等規制法第43条の3第2項に規定される認可をいう。</u></p>	<p><u>(長期施設管理計画の施設管理計画への反映等)</u></p> <p><u>第106条の6 組織は、法令に基づく手続きにより長期施設管理計画を定め、または変更を行った場合<sup>※1</sup>は、長期施設管理計画に記載された以下の措置等のうち施設管理として実施すべきものについて、遅滞なく第106条に基づき定める施設管理計画の施設管理の実施方針その他の必要な箇所に反映する。</u></p> <p><u>(1) 劣化点検、特別点検および経年劣化に関する技術的な評価</u></p> <p><u>(2) 原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置（監視試験に関する措置を含む）</u></p> <p><u>(3) 技術の旧式化その他の事由により、原子炉施設の安全性を確保するために必要な物品または役務の調達に著しい支障が生じることを予防するための措置</u></p> <p><u>2. 組織は、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合は、長期施設管理計画の劣化評価への影響の評価を行う。</u></p> <p><u>※1: 原子炉等規制法第43条の3第2項もしくは第3項の規定により長期施設管理計画の認可を受け、または同法同条第4項もしくは第7項の規定により長期施設管理計画の変更の認可を受けもしくは変更の届出を行った場合をいう。</u></p>	<p>・脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行を受けた長期施設管理計画の認可制度への移行による実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の改正に伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備 考
<p><u>(附則の追加)</u></p>	<p><u>附則（令和7年6月3日 原規規発第2506039号）</u> <u>（施行期日）</u></p> <p><u>第1条 この原子炉施設保安規定は、令和7年6月6日から施行する。</u></p>	<p>・変更に伴う附則の追加</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備 考
<p><u>添 付 8 長 期 施 設 管 理 方 針</u></p> <p><u>(第106条の6関連)</u></p>		<p>・脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行を受けた長期施設管理計画の認可制度への移行による実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の改正に伴う変更</p> <p><u>(削除)</u></p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前			変更後	備考
<u>2号炉 長期施設管理方針</u>				
No	施設管理の項目	実施時期		
1	事故時雰囲気内で機能要求される原子炉格納容器内の難燃P Nケーブルの絶縁特性低下については、長期健全性評価結果から得られた評価期間に至る前までに同仕様の難燃P Nケーブルに取替を実施する。	中長期 <sup>※1</sup>		
2	原子炉圧力容器等 <sup>*</sup> の疲労割れについては、実績過渡回数の確認を継続的に実施し、運転開始後60年時点の推定過渡回数を上回らないことを確認する。 *: 疲れ累積係数による低サイクル疲労の評価を実施した全ての機器	中長期 <sup>※2</sup>		
3	原子炉圧力容器円筒胴（炉心領域部）の中性子照射脆化については、今後の原子炉の運転サイクル・照射量を勘案して第3回監視試験の実施計画を策定する。	中長期 <sup>※2</sup>		
4	肉厚測定による実測データに基づき耐震安全性評価を実施した炭素鋼配管 <sup>*</sup> の腐食（流れ加速型腐食）については、今後の肉厚測定の結果、運転開始後60年時点までに耐震管理厚さ <sup>※2</sup> を下回るおそれがある場合は、配管取替等 <sup>※3</sup> を実施する。また、最新の実測データを用いた60年目の想定厚さにて耐震安全性評価を再度実施する。 *1：給水系、復水系、原子炉ベントドレン系、原子炉隔離時冷却系、残留熱除去系、タービングランド蒸気系、補助蒸気系、主蒸気系、タービンバイパス系 *2：耐震管理厚さ=min（40年目の想定厚さ、公称板厚の80%の厚さ） *3：配管取替または内面肉盛溶接による補修	中長期 <sup>※2</sup>	(削除)	
※1：平成31年2月10日から運転開始後40年時点まで				
※2：策定後から運転開始後40年時点まで				